第三期特定健康診査等実施計画

日油健康保険組合

最終更新日：令和 5 年 05 月 25 日

特定健康診査等実施計画　(平成30年度～令和5年度)

背景・現状・基本的な考え方			
No.1	・被扶養者の特定健診受診率は2016年度に大きく改善されたがまだやや低い。 ・65歳以上の前期高齢者の受診率はとくに低い。	→	・案内文書を判り易く受診したくなるようなものに見直しする。 ・ホームページ、機関誌、事業所担当者等を通じて、効果的なＰＲを展開する。 ・前期高齢者電話保健指導の中で健診受診勧奨を行う。
No.2	・特定保健指導実施率が他の組合と比べて低く65歳以上の前期高齢者の実施率は0である。 ・被扶養者については実施できていない。 ・健診レベル判定値が基準範囲内の人の割合が他の組合より低い。	→	・特定保健指導の実施方法、ＰＲ方法、被扶養者への取り組み方等再検討していく必要がある。 ・前期高齢者については特定健診受診率自体が低いため、第１期に引き続き特定保健指導とは別に前期高齢者に特化した保健指導を実施していくことが有効と考えられる。
No.3	・健診レベル判定値が保健指導基準値以上の人の割合が高い。 ・糖尿病のリスク保持者（検査値が受診勧奨レベルなのに未受診者56人及び受診しているがコンロロール不良者71人）が相当数存在する。	→	・未受診者への受診勧奨を実施する。 ・未受診者及びコントロール不良者への情報提供及びウォーキング運動への参加奨励を行う。
No.4	・一人当たり医療費が他の組合より１万円程度高い。 ・年齢層が高くなるにつれ医療費が増加するが、とくに55歳以降で急増し他の組合より高くなる（前期高齢者納付金増加に繋がる）。	→	・医療費適正化の取り組みを検討、強化する必要がある。 ・納付金抑制化のためにもとくに高齢層向けの取組みが必要であり、前期高齢者保健指導等の取り組みは有効と考えられる。

基本的な考え方（任意）

・特定健康診査において、第１期・２期の実施計画を踏襲した内臓脂肪型肥満に着目した検査を実施し、階層化による加入者の健康状態の把握及び健康リスク者のスクリーニングを行う。
・特定保健指導において、生活習慣病予備軍をできるだけ生活習慣病に移行させないように、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を改善できるように支援する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名　**特定健診（被保険者・被扶養者）**　　対応する健康課題番号　**No.1**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：被保険者/被扶養者
方法	（被保険者）集団健診 （被扶養者）個別健診
体制	（被保険者）事業主が行う定期健診と合わせて実施 （被扶養者）健保が契約する健診機関及びその他健診機関（どこでも可）で実施

事業目標

受診率向上施策により健診受診率を向上させ、疾病予防及び早期発見につなげる。

評価指標						
アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
被扶養者受診率	45 %	47 %	47 %	47 %	50 %	50 %
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診率アップ施策実施数	5 件	5 件	5 件	6 件	6 件	6 件

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
被扶養者の受診率向上の取組み ・わかりやすい健診案内の作成 ・機関誌、ホームページ、イントラでＰＲ ・未受診者受診勧奨１回	被扶養者の受診率向上の取組み ・わかりやすい健診案内の作成 ・機関誌、ホームページ、イントラでＰＲ ・未受診者受診勧奨１回	被扶養者の受診率向上の取組み ・健診案内の見直し ・機関誌、ホームページ、イントラでＰＲ ・未受診者受診勧奨１回
R3年度	**R4年度**	**R5年度**
被扶養者の受診率向上の取組み ・健診案内の見直し ・機関誌、ホームページ、イントラでＰＲ ・未受診者受診勧奨２回	被扶養者の受診率向上の取組み ・健診案内の見直し ・機関誌、ホームページ、イントラでＰＲ ・未受診者受診勧奨２回	被扶養者の受診率向上の取組み ・健診案内の見直し ・機関誌、ホームページ、イントラでＰＲ ・未受診者受診勧奨２回

2 事業名 **特定保健指導**

対応する健康課題番号 **No.2**

事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：40～74, 対象者分類：基準該当者
方法	個別面談
体制	（被保険者）事業所が実施 （被扶養者）健保が実施

事業目標

実施率向上施策により保健指導実施率を向上させ、健康改善につなげる。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	保健指導実施率	10 %	- %	20 %	20 %	25 %	30 %
	特定保健指導対象者の減少	- %	- %	- %	20 %	25 %	30 %
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施率アップ施策実施数	4 件	10 件	5 件	5 件	5 件	5 件

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
指導実施率向上の取組み ・実施機関、実施方法の選択・検討 ・事業所、実施機関との連携強化（コラボ）	指導実施率向上の取組み ・実施機関、実施方法の選択・検討 ・事業所、実施機関との連携強化（コラボ）	指導実施率向上の取組み ・実施機関、実施方法の選択・検討 ・事業所、実施機関との連携強化（コラボ） ・ＩＣＴの検討
R3年度	**R4年度**	**R5年度**
指導実施率向上の取組み ・実施機関、実施方法の選択・検討 ・事業所、実施機関との連携強化（コラボ） ・ＩＣＴの検討・活用	指導実施率向上の取組み ・実施機関、実施方法の選択・検討 ・事業所、実施機関との連携強化（コラボ） ・ＩＣＴの活用	指導実施率向上の取組み ・実施機関、実施方法の選択・検討 ・事業所、実施機関との連携強化（コラボ） ・ＩＣＴの活用

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	2,487 ／ 3,100 ＝ 80.2 %	2,507 ／ 3,100 ＝ 80.9 %	2,430 ／ 3,000 ＝ 81.0 %	2,430 ／ 3,000 ＝ 81.0 %	2,530 ／ 3,050 ＝ 83.0 %	2,580 ／ 3,100 ＝ 83.2 %
		被保険者	2,037 ／ 2,100 ＝ 97.0 %	2,037 ／ 2,100 ＝ 97.0 %	1,960 ／ 2,000 ＝ 98.0 %	1,960 ／ 2,000 ＝ 98.0 %	2,030 ／ 2,050 ＝ 99.0 %	2,080 ／ 2,100 ＝ 99.0 %
		被扶養者 ※3	450 ／ 1,000 ＝ 45.0 %	470 ／ 1,000 ＝ 47.0 %	470 ／ 1,000 ＝ 47.0 %	470 ／ 1,000 ＝ 47.0 %	500 ／ 1,000 ＝ 50.0 %	500 ／ 1,000 ＝ 50.0 %
	実績値※1	全体	2,500 ／ 3,091 ＝ 80.9 %	2,436 ／ 3,080 ＝ 79.1 %	2,397 ／ 3,046 ＝ 78.7 %	2,416 ／ 2,985 ＝ 80.9 %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被保険者	2,056 ／ 2,129 ＝ 96.6 %	1,989 ／ 2,130 ＝ 93.4 %	2,053 ／ 2,119 ＝ 96.9 %	2,039 ／ 2,099 ＝ 97.1 %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		被扶養者 ※3	444 ／ 962 ＝ 46.2 %	447 ／ 950 ＝ 47.1 %	344 ／ 927 ＝ 37.1 %	377 ／ 886 ＝ 42.6 %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	100 ／ 500 ＝ 20.0 %	100 ／ 500 ＝ 20.0 %	100 ／ 500 ＝ 20.0 %	100 ／ 500 ＝ 20.0 %	125 ／ 500 ＝ 25.0 %	150 ／ 500 ＝ 30.0 %
		動機付け支援	40 ／ 200 ＝ 20.0 %	40 ／ 200 ＝ 20.0 %	40 ／ 200 ＝ 20.0 %	40 ／ 200 ＝ 20.0 %	50 ／ 200 ＝ 25.0 %	60 ／ 200 ＝ 30.0 %
		積極的支援	60 ／ 300 ＝ 20.0 %	60 ／ 300 ＝ 20.0 %	60 ／ 300 ＝ 20.0 %	60 ／ 300 ＝ 20.0 %	75 ／ 300 ＝ 25.0 %	90 ／ 300 ＝ 30.0 %
	実績値※2	全体	94 ／ 530 ＝ 17.7 %	137 ／ 512 ＝ 26.8 %	105 ／ 512 ＝ 20.5 %	104 ／ 433 ＝ 24.0 %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		動機付け支援	58 ／ 200 ＝ 29.0 %	88 ／ 188 ＝ 46.8 %	54 ／ 188 ＝ 28.7 %	53 ／ 198 ＝ 26.8 %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %
		積極的支援	36 ／ 330 ＝ 10.9 %	49 ／ 324 ＝ 15.1 %	51 ／ 324 ＝ 15.7 %	51 ／ 265 ＝ 19.2 %	- ／ - ＝ - %	- ／ - ＝ - %

※１）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※２）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※３）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
第３期の特定健康診査及び特定保健指導の実施率を第２期の実績値より引き上げることを目指す。

特定健康診査等の実施方法（任意）
（１）実施場所 特定健診は、労働安全衛生法の対象となる被保険者については、事業主の指定する健診機関に委任して実施する。その他の被保険者及び被扶養者については、健診機関に委任して実施する。 特定保健指導は、労働安全衛生法の対象となる被保険者については、事業主または保健指導が実施できる機関に委任して実施する。その他の被保険者及び被扶養者については、保健指導が実施できる機関に委任して実施する。 （２）実施項目 特定健診及び特定保健指導ともに、平成３０年度版標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている項目とする。 （３）実施期間 特定健診及び特定保健指導ともに、通年とする。 （４）外部委託 労働安全衛生法の対象となる被保険者以外の被保険者の特定健診及び特定保健指導については、外部委託を活用し、受診者の利便性を図る。

個人情報の保護
当組合は、日油健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。個人情報取扱責任者は常務理事、個人情報保護管理担当者は事務長とする。 当組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならず、外部委託の際は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画は、機関誌・ホームページ等にて公表・周知する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
本計画については、目標と大きく乖離している等必要に応じて見直すこととする。